

介護事業主の方へ

# 介護労働者設備等整備モデル奨励金

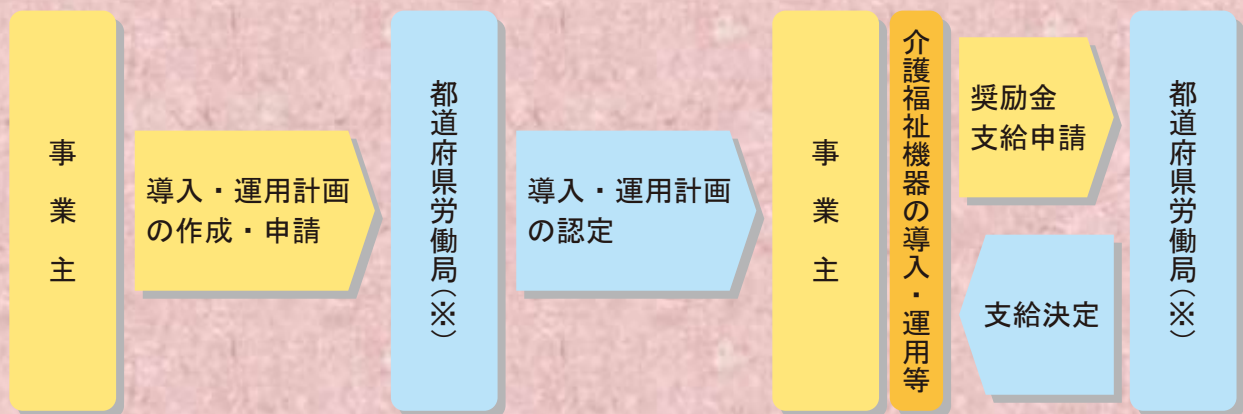
のごあんない



こんな奨励金です！

- 【目的は？】 介護福祉機器の導入・運用により、介護労働者の身体的負担の軽減・腰痛予防を促進
- 【何をすればいいの？】 ★計画期間内に、介護福祉機器を事業所に導入  
(1品10万円以上)  
★計画期間終了後、介護労働者の腰痛の症状や身体的負担について、一定の改善がみられる
- 【支給額は？】 介護福祉機器の導入費用の1/2 (上限300万円)

## 手続きの流れ



※ハローワークに提出できる場合もありますので、管轄の労働局までお問い合わせください。



厚生労働省  
都道府県労働局  
ハローワーク(公共職業安定所)

## STEP 1 ・ 次のいずれにも該当する事業主であることが必要です

- 1. 雇用保険の適用事業主（企業単位）である。
- 2. 介護サービスの提供を業として行う事業主である。（P5参照・他事業との兼業も可）
- 3. 「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、事業所内に周知している。（※）
- 4. 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳などの法定帳簿類を備え付け、労働局の要請により提出できる。
- 5. 都道府県労働局が行う審査・必要により実施する現地確認に協力する。
- 6. 導入・運用計画の提出日の6ヶ月前から、事業主都合で労働者を解雇（勧奨等退職を含む）していない。
- 7. 労働保険料を滞納したことがない。
- 8. 過去3年以内に助成金の不正受給を行っていない。
- 9. 過去に本奨励金の支給を受けた場合は、その累計額が上限額（300万円）に達しておらず、前回の支給決定日を過ぎている。上限額に達している場合は、最後の支給決定日から3年経っている。
- 10. 本奨励金と同一の理由で、他の助成金を受給していない。
- 11. 過去に労働関係法令に違反したことがある場合は、送検処分等を受けていないこと。また、行政機関の是正指導を受けて改善している。

### ※介護労働者雇用管理責任者とは・・・

「介護労働者の雇用管理の改善への取り組み」「介護労働者からの相談への対応」「その他介護労働者の雇用管理の改善等に関する事項の管理業務」を担当する方です。これらの取り組みにより、介護労働者にとって魅力ある職場づくりのお手伝いをする役割を担います。事業所ごとに「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、氏名を掲示するなど、従業員の方に周知・活用してください。

## STEP 2 ・ 導入・運用計画を作成し、労働局に提出してください

★ 様式第1号・1号別紙に沿って導入・運用計画を作成してください。

※様式は厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。

### 導入・運用計画の提出～支給申請までの主な流れ



## 計画の提出期間

計画の初日からさかのぼって、6ヶ月前～1ヶ月前

## 計画期間

3ヶ月～1年 ※スタート日：最初に介護福祉機器を導入する月の初日

## 計画の概要

導入・運用計画には、以下の項目を盛り込む必要があります。

介護福祉  
機器の導入

導入機器の使用  
を徹底するための  
研修

導入機器の使用  
方法を職場内に  
伝達するための  
システムの構築

腰痛予防の講習  
など、雇用管理  
改善の取り組み

導入機器の  
メンテナンス

導入効果の  
把握

## 対象となる介護福祉機器

★1品10万円以上であること

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担が軽減され、腰痛予防の効果が高く、労働環境の改善が見込まれるもの。

### 1. 移動用リフト

※立位補助機（スタンディングマシーン）を含む  
※移動用リフトと同時に購入したリグ・シートを含む

### 5. 特殊浴槽

※リフトと共に稼働するもの、側面が開閉可能なもの。  
同時に購入した担架や入浴用車いすを含む。

### 2. 自動車用車いすリフト

※福祉車両の場合は、本体を除いたリフト部分のみ

### 6. ストレッチャー

### 3. ベッド

※傾斜角度、高さが調節できるもの。マットレスは除く

### 7. シャワーキャリー

### 8. 昇降装置 ※人の移動に使用するものに限る

### 4. 座面昇降機能付車いす

### 9. 車いす体重計

◆ただし、次に該当する場合は対象外です。

- 要介護者が購入・賃借する機器
- 事業主が私的目的で購入した機器
- 事業主以外の名義の機器
- 現物出資された機器
- 商品として販売・賃貸する目的で購入した機器
- 原材料
- 取得後、解約・第三者に譲渡した機器
- 支払事実が明確でない機器
- 国外で導入された機器

- 資本的・経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- 配偶者間、1親等間、法人とその代表者・代表者の配偶者間、代表の1親等の親族間、法人とその取締役間、同一代表者の法人間
- 同じ機器で他の助成金をすでに受給した場合
- 1年以上にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器

## 支給対象となる費用

★以下の合計（税込）の1/2の額（上限300万円）

介護福祉機器  
の導入費用

機器の導入・設置に  
直接必要な工事費

保守契約費  
(保守契約を締結した場合)

機器の使用を徹底  
させるための研修費

- 介護福祉機器を賃借する場合は、計画期間内に支払った費用のみ
- 介護福祉機器を購入し、分割で支払う場合は、計画期間に支払が完了した分のみ（利子を含む）
- 保守契約に関して、計画期間を超えて締結する場合は、計画期間内に相当する額（月割・年割等で計算）

## 導入効果の把握

## ★一定の導入効果がなければ、奨励金は支給されません！

計画の初日までに、「労働者の過半数を代表する者」を選任して下さい。(選任届け・委任状の様式例あり)

事業主の方は、選任された労働者の代表に、導入効果を把握するためのアンケート調査等を実施したことの確認や機器の導入・運用に関する評価を「導入効果報告書」(様式第8号)に記入してもらってください。(計画期間終了時)

導入効果は、①機器の導入前、②計画期間終了後それぞれに、介護労働者の身体的負担や腰痛の状況についてアンケートなどを実施し、腰痛の症状がある、身体的負担が大きいと感じる介護労働者数の改善率を把握して下さい。

## 提出書類

以下の書類を本社の所在地を管轄する労働局に提出してください。

※ハローワークに提出できる場合もありますので、労働局にお問い合わせ下さい。

- 1. 「導入・運用計画(変更)書」(様式第1号・1号別紙)
- 2. 「介護福祉機器設置・整備申告書」(様式第2号)
- 3. 介護関係業務を行っている事業主であることを確認するための書類  
(介護保険指定通知書、登記事項証明書など)
- 4. 「介護労働者雇用管理責任者」の選任・周知している書面(様式例あり)
- 5. 介護福祉機器のカタログ、価格表、見積書
- 6. 導入効果の把握に関する書類(介護労働者へのアンケートの様式など)
- 7. その他管轄労働局長が必要と認める書類



## STEP 3 ・労働局が導入・運用計画の審査をします

都道府県労働局では、次のような認定基準に照らして審査します。

適切だと認められる場合は、事業主の方へ「認定通知書」(様式第3号)により通知します。

- 介護福祉機器の導入・適切な運用により労働環境を改善し、ひいては介護労働者の雇用管理の改善を図れる計画内容であること。またその計画の実施により、介護労働者の身体的負担軽減や腰痛予防に一定の効果が見込まれること。
- 計画内容が明確・具体的であり、実効性が高いと判断されること。
- 導入機器が事業所の実情に即し、労働環境の改善に必要なものと認められること。
- 奨励金の支給終了後も、引き続き介護福祉機器の使用が見込まれること。

## STEP 4 ・計画に沿って介護福祉機器を導入・運用してください

計画期間中～支給申請日までは、特に以下のことに気をつけてください。

### ●介護労働者の雇用管理改善に努める。

- 計画に変更が生じるときは、その2週間前までに変更届け(様式第1号)を提出する。
- 請求書、領収書、納品書など保管する。(支給対象部分の金額が入ったもの)
- 分割払いの場合は、支給対象部分の費用の支払い計画をたてること。(対象外部分を除く)

- 販売者に、「販売・賃貸証明書」(様式第9号)に記入・押印してもらう。
- 計画期間終了後に導入効果を把握する。
- 支給申請日までに事業主都合の解雇をしない。
- 他の助成金の不正受給をしない。
- 労働関係法令に違反しない。

## STEP 5 ・ 計画期間が完了したら支給申請を行って下さい

### ★支給申請期間：計画終了後1ヶ月間

#### 提出書類

以下の書類を本社の所在地を管轄する労働局に提出してください。  
※ハローワークに提出できる場合もありますので、労働局にお問い合わせ下さい。

- 1. 「支給申請書」(様式第7号)
- 2. 「介護福祉機器導入効果報告書」(様式第8号)
- 3. 「介護福祉機器設置・整備申告書」(様式第2号)(写)
- 4. 「導入・運用計画認定通知書」(様式第3号)(写)
- 5. 「介護福祉機器販売・賃貸証明書」(様式第9号)
- 6. 「介護労働者雇用管理責任者」に変更があった場合、その選任・周知の書面
- 7. 導入した介護福祉機器の内容がわかる書類〔売買契約書(請求書及び領収書)、納品書、賃借契約書、保守契約書、パンフレット、事業所内で撮影した機器の写真など〕
- 8. 研修・講習などに関する内容が確認できる資料(実施日、受講者数、研修内容、費用など)
- 9. 導入効果の把握に関する書類(介護労働者が実際に記入したアンケートの一例など)
- 10. 「労働者代表選任届」「委任状」(様式例あり)
- 11. 総勘定元帳(現金科目・預金科目)(写)と預金通帳(写)(機器の支払にかかる部分で可)
- 12. その他管轄労働局長が必要と認める書類



## 介護関係業務

都道府県が指定・監督

#### 【介護給付を行うサービス】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・老人訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護

- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・介護福祉施設サービス
- ・介護保険施設サービス
- ・居宅介護支援

#### 【予防給付を行うサービス】

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護

- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護

市町村が指定・監督

#### 【介護給付を行うサービス】

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### 【予防給付を行うサービス】

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防支援

その他サービス

- ・障害福祉サービス
- ・地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練
- ・知的障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・知的障害児通園施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・盲ろうあ児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・肢体不自由児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・重症心身障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

- ・身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- ・その他、厚生労働大臣が定める福祉サービス又は保健医療サービス

※身体障害者更生援護施設(平成18年10月1日改正前の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。)知的障害者援護施設(平成18年10月1日改正前の知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。)については、「平成18年厚生労働省令169号第25条」により、平成23年度末までの経過措置が終了するまでは適用されることが定められています。

## ご利用にあたって

- ★ 申請書などの様式は厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/e-top.html>
- ★ 支給申請時に、介護福祉機器が計画どおりに導入・運用されていることを、必要に応じて現地確認させていただきます。以下に該当する場合には奨励金を支給できません。
  - 導入機器を転用、譲渡、売却、解約、改造した場合
  - 正当な理由なく機器を設置していない場合、設置しているが使用を停止している場合
  - 適正な使用や管理を怠ったことにより機器が使用不可能となった場合
  - 機器が計画とは異なる事業所に導入された場合
- ★ 支給申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて添付書類以外の書類の提出・提示を求めることがあります。これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書等の内容に疑義があると認められるときは、奨励金を支給できないことがあります。
- ★ 奨励金の支給は口座振り込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ★ 同一の事由により、雇用調整助成金、高齢者雇用モデル企業助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、中小企業人材能力発揮奨励金、介護雇用管理制度等導入奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金、訓練等支給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、職場意識改善助成金、障害者作業施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、又は地方公共団体等の助成金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、奨励金は支給されません。
- ★ 雇用保険二事業で実施する助成金制度の適正な運営を図るため、支給申請の際、職業安定機関に対して照会を行い、労働保険料の滞納や各種給付金の不正受給の有無などの内容を確認します。
- ★ 不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受けたり、受けようとした場合は、支給決定の取消しや支給金額の全額の返還（年5%の利息を加算）を求めます。また、その後一定期間、雇用保険法に基づくその他の助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- ★ 本奨励金の支給制度は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる処分性を有しておらず、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給又は支給の取消がなされた場合でも、同法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。
- ★ 本奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。関係書類については、5年間整理保存してください。
- ★ この他にも支給要件や留意点がございますので、必ずお近くの都道府県労働局までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

- ★ この奨励金に関するお問い合わせ  
・・・都道府県労働局 (<http://www.mhlw.go.jp/link/index.html#roudoukyoku>)
- ★ 介護福祉機器に関するお問い合わせ  
・・・財団法人テクノエイド協会 (<http://www.techno-aids.or.jp/>)  
・・・社団法人日本福祉用具供給協会 (<http://www.fukushiyogu.or.jp/>)  
・・・日本福祉用具・生活支援用具協会 (<http://www.jaspa.gr.jp/>)
- ★ 介護福祉機器の保守契約について …………… 介護福祉機器の各メーカー
- ★ 導入機器の使用の徹底を図るための研修について…………… 介護福祉機器の各メーカー、(財)テクノエイド協会
- ★ 腰痛予防の講習等（次のパンフレットの内容を「介護労働者雇用管理責任者」等から介護労働者に説明し、周知することでも可。）  
「介護者のための腰痛予防マニュアル」～安全な移乗のために～  
<http://www.jniosh.go.jp/results/2007/0621/index.html>
- ★ 介護全般情報・雇用管理改善相談援助などに関するお問い合わせ  
・・・(財)介護労働安定センター (<http://www.kaigo-center.or.jp/center/>)

